

広島県光化学オキシダント夏期特別対策実施要領

1 目的

光化学反応による大気汚染(以下「光化学オキシダント」という。)は夏期に多く発生し、環境汚染の進行が懸念される。

このため、光化学オキシダントの主な原因物質と考えられている窒素酸化物、炭化水素等の固定発生源及び移動発生源からの排出を、夏期の期間減少させ、光化学オキシダントによる健康被害等の発生及び環境汚染の進行を未然に防止する。

2 実施期間

6月1日から8月31日まで

3 実施地区

光化学オキシダント発令地区（県内全市町）

4 実施内容

(1) 固定発生源対策

- ア 主要ばい煙発生施設(排出ガス量が4万Nm³/h以上の工場・事業場。以下同じ。)から排出される窒素酸化物について、10%以上の削減を目指し、ばい煙排出者の協力を求める。
- イ 挥発性有機化合物(VOC)排出施設から排出されるVOCの排出量または飛散の量の減少について協力を求める。
- ウ その他のばい煙排出者については、ばい煙の排出の自粛を求める。
- エ なお、オキシダントの前日又は当日のA型予報により、主要ばい煙排出者が行う窒素酸化物量(又は排出ガス量)の10%以上の減少措置は、この要領の実施期間中においては夏期特別対策による減少措置に上乗せするものとする。

(2) 移動発生源対策

自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素等を削減するため、官公庁、事業者及び県民に対し、マイカー通勤及び不要不急の自動車の運行を自粛するよう協力を求める。

5 実施及び協力機関

この要領の実施に当たっては、次の機関が協力するものとする。

県、市町、県警察本部、国の出先機関、関係事業者

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。